4　譲渡を受ける条件

自治体や動物保護団体によって内容が異なりますが、譲渡を希望する人が動物を適正に飼養できる環境や生活であるかどうか、事前に質問をして確認します。条件を満たしていない場合には譲渡を断られることもあります。これは譲渡された動物がまた飼育放棄されたり、不幸にならないようにするためです。

譲渡の条件をチェックしてみましょう！<自治体の主な譲渡条件の例>

- ☑ ペットが飼える住宅環境です。
- □ （引っ越しの可能性がある場合）ペット飼育可の住居を探せます。
- □ 適正に飼養できるスペースが確保されています。
- □ 一定の収入やペットを飼うための費用があります。
- □ 動物を飼うことを家族全員が賛成しています。
- □ 動物に対するアレルギー等を持つ家族はいません。
- □ 昼間、家族全員が留守になる時間は長くありません。何かあったときでも対応できます。
- □ （単身者や高齢者だけのご家族の場合）世話を頼める後見人をたてることができます。
- □ 愛情と責任を持ち、病気やけがをしても治療し、終生飼養できます。
- □ 不必要な繁殖を防ぐため、不妊または去勢手術を受けさせます。
- □ 迷子にならないよう、マイクロチップや名札など所有者明示をして飼うことができます。
- □ 犬は登録し毎年の狂犬病予防注射を実施、鑑札と注射済票を装着させます。
- □ 猫は完全室内飼いができます。
- □ しつけをし、他人に迷惑をかけないように飼えます。
- □ 自治体が実施する講習会等（事前・事後）を受講できます。

譲渡と不妊去勢手術の大切な関係

新しい飼い主に引き取られても、譲渡先でのむやみな繁殖により、子犬や子猫が生まれて増えてしまい、また飼育放棄されては不幸の連鎖は止まりません。そのため、不妊去勢手術をすることを譲渡の条件としたり、譲渡前に手術を施す自治体も増えてきています。特に猫に関しては、犬猫の殺処分数全体の約５割が子猫であることを考えると、不妊去勢手術の徹底は急務です。